

別紙

平成28年8月17日
福島県生活拠点課

収入要件の考え方（算定方法）について

○収入要件について

以下の基準額を満たす世帯を対象とします。

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38\text{万円} \times \text{同居者数})}{12\text{ヶ月}} \leq 214,000\text{円}$$

上の基準額を世帯人数ごとに分けた表（目安）は以下のとおりとなります。

（単位：円）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
同居者数	なし	1人	2人	3人	4人	5人
所得金額	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000
(参考) 給与所得だけの場合 の収入金額（年収）	3,884,000 ～ 3,887,999	4,360,000 ～ 4,363,999	4,832,000 ～ 4,835,999	5,308,000 ～ 5,311,999	5,784,000 ～ 5,787,999	6,260,000 ～ 6,263,999

○所得とは

所得税法の例に準じて算定された所得金額をいいます。主なものは下記のとおりです。

- ア. 給与所得…基準とする年中の給与収入の金額から給与所得控除額を控除した額
- イ. 事業所得…基準とする年中の事業所得にかかる総収入金額から必要経費を控除した額
- ウ. 公的年金所得…基準とする年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額

※基準とする年は平成27年です。

※1世帯で2人以上所得のある人がいる場合は、各所得金額を合算します。

※所得には、上のア～ウ以外にも利子所得、不動産所得、配当所得等があり、これらについても合算することとなります。

※所得に算定されないもの（非課税所得）の例

- ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金
- ・遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金
- ・寡婦年金、老齢福祉年金
- ・生活保護の各扶助費
- ・失業給付金 など

○所得の確認方法について

給与収入、事業収入、年金収入における所得の確認方法は以下のとおりです。

※実際の申請時には、市町村が発行する所得証明書が必要となります。

①給与収入の場合

勤務先から発行される給与所得の源泉徴収票における給与所得控除後の金額欄をご確認ください。

給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所				(受給者番号)				
					(フリガナ)				
					(役職名)				
種別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額		
	内	千	円	内	千	円	内	千	円
				※※※※※※※					

※、※※※、※※※の部分が所得になります。

【参考】源泉徴収票がなく年間の給与収入から給与所得を計算する方法

年間給与収入額	年間給与所得金額
0 円 ~ 650,999 円	年間給与所得=0
651,000 円 ~ 1,618,999 円	年間給与所得=年間給与収入金額-650,000
1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	年間給与所得=969,000円
1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	年間給与所得=970,000円
1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	年間給与所得=972,000円
1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	年間給与所得=974,000円
1,628,000 円 ~ 1,803,999 円	年間給与収入金額を4,000円で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4,000円を掛戻し、出た金額を右のAにあてはめてください。
1,804,000 円 ~ 3,603,999 円	$A \times 0.6 = \text{年間給与所得}$
3,604,000 円 ~ 6,599,999 円	$A \times 0.7 - 180,000 = \text{年間給与所得}$
6,600,000 円 ~ 9,999,999 円	$A \times 0.8 - 540,000 = \text{年間給与所得}$
	年間給与所得=年間給与収入金額 $\times 0.9 - 1,200,000$

※平成27年1月2日以降に現在の勤務先に就職した場合は、勤務先が発行する給与支払証明書等の提出が必要になります。

②事業収入の場合

所得税の確定申告書の所得金額合計欄をご確認ください。

所得金額	事業	営業等	①									
		農業	②									
		不動産	③									
		利子	④									
		配当	⑤									
		給与	⑥									
		雑	⑦									
		総合譲渡一時 ケ+((コ+サ)×1/2)	⑧									
		合計	⑨		※	※	※	※	※	※	※	※

※, ※※※, ※※※の部分
が所得になります。

※平成27年1月2日以降に現在の事業を始めた場合は、確定申告書の例による事業所得の所得金額内訳表により収入と経費の状況を確認します。

③年金収入の場合

公的年金等の源泉徴収票の支払金額欄をご確認ください。

支払金額に、以下の計算を行ったものが所得金額となります。

※2種類以上（厚生年金と企業年金など）の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、下の計算式で計算します。

※平成27年1月2日以降に年金支給が開始した場合は、年金証書の支払年金額（改定があったときは改定通知書の支払年金額）で下の計算式で計算します。

公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は 居所	
	氏名	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	円 ※※※.※※※	

※※※, ※※※の部分を下表の(A)にあてはめて所得額を算出

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	所得金額に直す計算式
年齢65歳以上の方	1,200,000円未満	0円
	1,200,000円以上 ~ 3,300,000円未満	(A) - 1,200,000円
	3,300,000円以上 ~ 4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円以上 ~ 7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円
年齢65歳未満の方	700,000円未満	0円
	700,000円以上 ~ 1,300,000円未満	(A) - 700,000円
	1,300,000円以上 ~ 4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円以上 ~ 7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円

○計算表

①入居世帯の所得（年額）の計算

	所得の種類(給与所得、事業収入、年金収入等)	所得額
入居名義人の所得		円
同居人①の所得		円
同居人②の所得		円
同居人③の所得		円
所得額の合計		(A) 円

②控除額の計算

	控除の対象	控除額
同居者控除	申込者本人以外で一緒に入居する方	38万円× 名=(B) 円

③額の計算

$$\left[\begin{array}{ccc} \text{世帯所得の合計} & & \text{控除額の合計} \\ (A) & \text{円} - & (B) \text{円} \end{array} \right] \div 12 = \text{円}$$

◎母子避難など二重生活をしている世帯の場合、避難している世帯全員分とその配偶者等の所得の合計額に1/2を乗じた金額が(A)欄に入ります。